

2011年11月3日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—財政部、商務部、税関総署 国家税務総局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第194号)

外資研究開発センターの購入設備に関する 輸入税免税・増値税全額還付政策を継続へ

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

財政部、商務部、税関総署、国家税務総局は、2011年10月10日付で『研究開発機構購入設備の税收政策の継続執行に関する通達』(財税[2011]88号、以下、『88号通達』という)を公布し、2011年1月1日から2015年12月31日の期間における、①外資研究開発センターの科学技術開発用品の輸入における輸入関税、輸入環節増値税、消費税の免税、ならびに②内資研究開発機構および外資研究開発センターの国産設備の購入における増値税の全額還付、を継続することを明確に規定しました。

これまで公布された関連規定では、外資研究開発センターの購入設備について、2010年12月31日までは輸入税免税および増値税全額還付が認められていましたが、2011年1月1日以降については明確な規定が公布されていませんでした。今回公布された『88号通達』では、2011年1月1日から2015年12月31日の期間においても引き続き輸入税免税・増値税全額還付の政策を継続する旨が規定されており、2011年1月1日から2011年11月1日の期間に設立された外資研究開発センターについても、資格を取得した翌月1日から11月1日の期間に輸入した科学技術開発用品で、すでに納税したものについては、税関に還付手を申請することができます。

外資研究開発センターの購入設備に関する政策については、これまで主に以下の規定が公布されています。

- ◆ 『科学技術開発用品輸入税免税暫定規定』(『44号規定』)
(財政部、税関総署、国家税務総局令第44号、2007年1月31日公布)
- ◆ 『研究開発機構の購入設備税收政策に関する
財政部、税関総署、国家税務総局の通達』(『115号通達』) → 今回、廃止へ
(財税[2009]115号、2009年10月10日公布)
- ◆ 『研究開発機構の国産設備購入に係る税金還付管理弁法』
(国税発[2010]9号、2010年1月17日公布)
- ◆ 『外資研究開発センター購入設備の免税／税金還付資格審査弁法に関する
商務部、財政部、税関総署、国家税務総局の通達』(『93号通達』) → 今回、廃止へ
(商資発[2010]93号、2010年3月22日公布)
- ◆ 『「科学技術開発用品の輸入税收免税の暫定規定」および「科学研究および
教学用品の輸入税收免税の規定」の改正に関する決定』(『63号通達』)
(財政部、税関総署、国家税務総局令第63号、2011年6月27日公布)

『88号通達』は基本的に、『115号通達』および『93号通達』を若干修正、整理して規定されたもので、大部分は2010年12月31日までの外資研究開発センターの購入設備に関する税收政策を踏襲したものとなっています。『88号通達』の詳細は以下の通りです。

1. 科学技術開発用品の輸入における輸入税免税のための条件

外資研究開発センターが『44号規定』、『63号通達』を適用し、科学技術開発用品の輸入における輸入税免税を受けるためには、以下の条件を満たす必要があります。

			2009年9月30日 以前に設立	2009年10月1日 以降に設立
研究開発費用基準	独立法人の場合	投資総額 ⁽¹⁾	500万米ドル以上	800万米ドル以上
	会社内に設立された 部門/分公司である 非独立法人の場合	研究開発 総投入 ⁽²⁾	500万米ドル以上	800万米ドル以上
	研究開発経費年間支出額 ⁽³⁾		1, 000万元以上	—
専従研究および試験発展人員 ⁽⁴⁾			90名以上	150名以上
設立以来購入した設備の取得原価の累計 ⁽⁵⁾			1, 000万元以上	2, 000万元以上

※番号が振られている用語については、以下の定義をご参照ください。

【定義】

(1) 投資総額

外商投資企業批准証書に記載されている金額。

(2) 研究開発総投入

- ◆ 外商投資企業が本研究開発センターを設立および建設するために投入した資産。
- ◆ まもなく投入、かつ購入契約を締結する資産を含む(購入済みの資産リストとまもなく購入する資産の契約リストの提出が必要)。

(3) 研究開発経費年間支出額

- ◆ 最近2会計年度の研究開発経費の年平均支出額。
- ◆ 2会計年度に満たない場合、外資研究開発センター設立以降の任意の連続した12ヵ月の実際の研究開発経費支出額に基づき計算。
- ◆ 現金および現物資産投入は60%以上でなければならない。

(4) 専従研究および試験開発人員

- ◆ 企業の科学技術活動人員のうち、基礎研究、応用研究、および試験開発の3種類のプロジェクト活動に専門的に従事する人員。
- ◆ 上述3種類のプロジェクト活動に直接参加する人員および関連の専従科学技術管理人員、プロジェクトのために資料文献、材料供給、設備を提供する直接的なサービス人員を含む。

- ◆ 上述の人員は外資研究開発センターもしくはその所属する外商投資企業と1年以上の労働契約の締結が必要。
- ◆ 外資研究開発センターが申請を提出する1日前の人数が基準。

(5) 設立以来購入した設備の取得原価の累計

- ◆ 「設備」とは、科学研究、教学および科学技術開発のために提供する必要条件の実験設備、装置、および器械。
- ◆ 購入した設備の累計取得原価を計算する場合、輸入した設備と購入した国産設備の取得原価を一括して計上。
- ◆ すでに購入契約を締結済みで当年内に納品される設備を含む(購入契約リストおよび納品期限の提出が必要)。

なお、上述の設備は『科学技術開発、科学研究、および教学設備リスト』(添付資料2)に列挙されている設備でなければなりません。

『科学技術開発、科学研究、および教学設備リスト』(中国語原文)

【实验环境方面】	【样品制备设备和装置】	【实验室专用设备】
◆ 教学实验仪器及装置	◆ 特种泵类	◆ 特殊照相和摄影设备
◆ 教学示教、演示仪器及装置	◆ 培养设备	◆ 科研飞机、船舶用关键设备
◆ 超净设备	◆ 微量取样设备	◆ 特种数据记录设备
◆ 特殊实验环境设备	◆ 分离、纯化、浓缩设备	◆ 材料科学专用设备、可靠性试验设备、微电子加工设备、通信模拟仿真设备、通信环境试验设备
◆ 特殊电源、光源设备	◆ 气体、液体、固体混合设备	◆ 小型熔炼设备、特殊焊接设备
◆ 清洗循环设备	◆ 制气设备、气体压缩设备	◆ 小型染整、纺丝试验专用设备
◆ 恒温设备	◆ 专用制样设备、实验用注射、挤出、造粒、膜压设备、实验室样品前处理设备	◆ 电生理设备
◆ 小型粉碎、研磨制备设备		
		【计算机工作站, 中型、大型计算机】

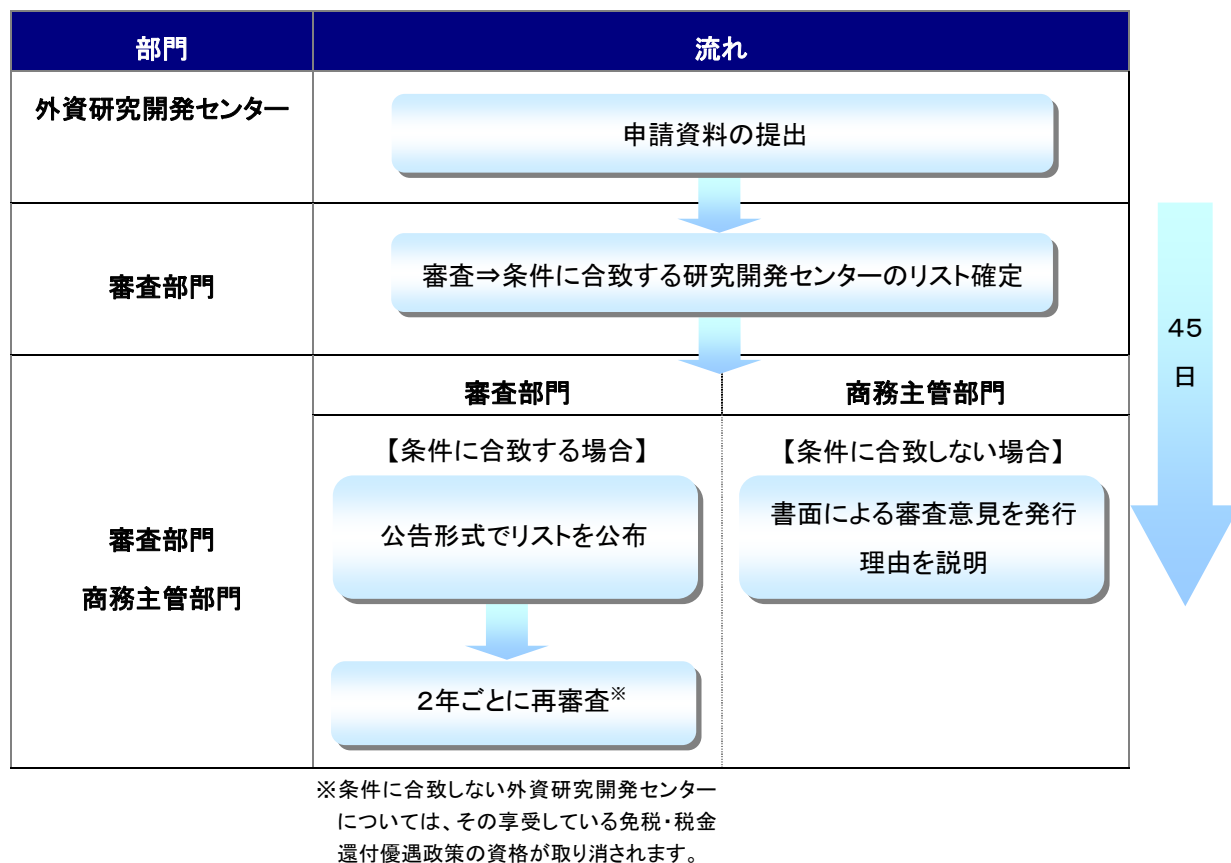
2. 国産設備の購入における増値税全額還付のための条件

国産設備購入における増値税全額還付政策を適用する内資研究開発機構および外資研究開発センターは、以下を含みます。

- ◆ 『科学技術開発用品輸入税免税暫定規定』(財政部、税関総署、国家税務総局令第44号)に規定されている科学研究、技術開発機構。
- ◆ 『科学研究および教学用品の輸入税收免税規定』(財政部、税関総署、国家税務総局令第45号)に規定されている科学研究機構および学校。
- ◆ 『88号通達』第1条に規定されている条件と合致する外資研究開発センター。

3. 資格条件の審査

外資研究開発センターの科学技術開発用品の輸入における輸入税免税、および国産設備の購入における増値税全額還付の資格条件審査は、以下のような流れで実施されます。



4. 報告が必要な資料

外資研究開発センターは、購入設備の免税・税金還付資格を申請する際、以下の資料を提出する必要があります。

- ◆ 研究開発センター購入設備免税・税金還付資格申請書および審査表。
- ◆ 研究開発センターが独立法人の場合：外商投資企業批准証書および営業許可証のコピー。
研究開発センターが非独立法人の場合：その所属する外商投資企業の外商投資企業批准証書、営業許可証のコピーおよび研究開発センターの確認文書（商務主管部門の回答もしくは商務主管部門が発行した『国家が発展を奨励する外資プロジェクト確認書』）。
- ◆ 出資検証報告および前年度の会計監査報告のコピー。
- ◆ 研究開発費用支出明細、設備購入支出明細とリスト、および通達で規定されている提出資料。
- ◆ 専従研究と試験発展人員の名簿（姓名、部署、労働契約の期限、連絡方法）。
- ◆ 審査部門が提出を要求するその他の資料。

5. 輸入税免税・増値税全額還付の申請手続

公告が公布された後、公告リストに列挙されている外資研究開発センターは、科学技術開発用品の輸入における輸入税免税、および国産設備の購入における増値税全額還付の手続について、それぞれ以下の機関で申請することができます。

- | | |
|--------------|--------------------|
| ◆ 輸入税免税手続: | 外資研究開発センター所在地直属の税関 |
| ◆ 増値税全額還付手続: | 外資研究開発センター所在地の国税部門 |

6. 注意事項

税収優遇政策を享受している設備を無断で譲渡、販売、その他への転用、もしくはその他の処置を行った場合、関連規定に照らして処罰され、違法行為が発覚した日から1年以内は免税・税金還付の優遇政策を享受することができません。また、刑事責任を追及された場合、違法行為が発覚した日から3年以内は免税・税金還付の優遇政策を享受することができませんので、注意が必要です。

『88号通達』の詳細につきましては、以下にございます日本語仮訳、および11ページにございます中国語原文をご参照ください。

関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

財政部 商務部 税関総署 国家税務総局

財税[2011]88号

『研究開発機構購入設備の税收政策の継続執行に関する通達』

各省、自治区、直轄市、計画単列市財政庁(局)、商務主管部門、国家税務局、税関総署広東分属、各直属税関、新疆生産建設兵団財務局：

科学研究および技術開発を奨励し、科学技術の進歩を促進するため、国务院の批准を経て、外資研究開発センターの科学技術開発用品の輸入における輸入関税、輸入環節増値税、消費税(以下、輸入税收と総称する)の免税、ならびに内資研究開発機構および外資研究開発センターの国産設備の購入における増値税の全額還付を継続する。ここに関連事項について以下の通り明確にする。

一、 外資研究開発センターは、『科学技術開発用品輸入税免税暫定規定』（財政部、税関総署、国家税務総局令第44号）および『「科学技術開発用品の輸入税免税の暫定規定」および「科学研究および教学用品の輸入税免税の規定」の改正に関する決定』（財政部、税関総署、国家税務総局令第63号）を適用し、輸入税収を免税とする。その設立時期に基づき、それぞれ以下の条件を満たさなければならない。

（一） 2009年9月30日およびそれ以前に設立された外資研究開発センターについては、同時に以下の条件を満たさなければならない。

1. 研究開発費用基準：

（1） 外資研究開発センターが独立法人である場合、その投資総額は500万米ドルを下回らない。会社内に設立された部門もしくは分公司である非独立法人である場合、その研究開発総投入は500万米ドルを下回らない。

（2） 企業の研究開発経費の年間支出額は、1,000万元を下回らない。

2. 専従研究および試験発展人員は90名を下回らない。

3. 設立以来購入した設備の累計取得原価は、1,000万元を下回らない。

（二） 2009年10月1日およびそれ以降に設立された外資研究開発センターについては、同時に以下の条件を満たさなければならない。

1. 研究開発費用基準：独立法人である場合、その投資総額は800万米ドルを下回らない。会社内に設立された部門もしくは分公司である非独立法人である場合、その研究開発総投入は800万米ドルを下回らない。

2. 専従研究および試験発展人員は150名を下回らない。

3. 設立以来購入した設備の累計取得原価は、2,000万元を下回らない。

外資研究開発センターは、商務主管部門を経て関連部門と共同で、上述の条件に照らして、資格審査認定を実施しなければならない。具体的な審査認定弁法は添付資料1を参照すること。

二、 国産設備購入における増値税全額還付政策を適用する内資研究開発機構および外資研究開発センターは以下を含む。

（一） 『科学技術開発用品輸入税免税暫定規定』（財政部、税関総署、国家税務総局令第44号）に規定されている科学研究、技術開発機構。

（二） 『科学研究および教学用品の輸入税免税規定』（財政部、税関総署、国家税務総局令第45号）に規定されている科学研究機構および学校。

（三） 本通達第1条に規定されている条件と合致する外資研究開発センター。

具体的な税金還付管理弁法は、国家税務総局が財政部と共同で別途制定する。

三、 本通達の関連定義

- (一) 本通達でいう「投資総額」とは、外商投資企業批准証書に記載されている金額を指す。
- (二) 本通達でいう「研究開発総投入」とは、外商投資企業が本研究開発センターを設立および建設するために投入した資産を指し、まもなく投入、かつ購入契約を締結する資産を含む(すでに購入済みの資産リスト、およびまもなく購入する資産の契約リストを提出しなければならない)。
- (三) 本通達でいう「研究開発経費年間支出額」とは、最近2会計年度の研究開発経費の年平均支出額を指す。2会計年度に満たない場合、外資研究開発センター設立以降の任意の連続した12カ月の実際の研究開発経費支出額に基づき計算することができる。現金および現物資産投入は60%を下回ってはならない。
- (四) 本通達でいう「専従研究および試験発展人員」とは、企業の科学技術活動人員のうち、基礎研究、応用研究、および試験発展の3種類のプロジェクト活動に専門的に従事する人員を指し、上述3種類のプロジェクト活動に直接参加する人員および関連の専従科学技術管理人員、プロジェクトのために資料文献、材料供給、設備を提供する直接的なサービス人員を含み、上述の人員は外資研究開発センターもしくはその所属する外商投資企業と1年以上の労働契約を締結していなければならない、外資研究開発センターが申請を提出する1日前の人数を基準とする。
- (五) 本通達でいう「設備」とは、科学研究、教学および科学技術開発のために提供する必要条件の実験設備、装置、および器械を指す。購入した設備の累計取得原価を計算する場合、輸入した設備と購入した国産設備の取得原価を一括して計上しなければならない、すでに購入契約を締結済みで当年内に納品される設備(購入契約リストおよび納品期限を提出しなければならない)を含み、上述の設備は本通達の『科学技術開発、科学研究、および教学設備リスト』に列举されている設備(添付資料2参照)に属さなければならない。執行中の国産設備範囲に異議が存在する場合、主管税務機関から級を追って国家税務総局商財政部に申告し査定する。

- 四、 本通達に規定されている税收政策の執行期限は、2011年1月1日から2015年12月31日とし、具体的には、内資研究開発機構と外資研究開発センターが資格を取得した翌月1日から執行する。『研究開発機構の購入設備税收政策に関する財政部、税関総署、国家税務総局の通達』(財税[2009]115号)および『外資研究開発センター購入設備の免税／税金還付資格審査弁法に関する商務部、財政部、税関総署、国家税務総局の通達』(商資発[2010]93号)は同時に廃止する。

2011年1月1日から11月1日の期間に批准、設立された外資研究開発センターは、資格を取得した翌月1日から11月1日の期間に輸入した科学技術開発用品で、すでに納税したものは、税関の関連規定に照らして税関に還

付手続を申請することができる。

添付資料： 1. 外資研究開発センター購入設備の免税・税金還付資格審査弁法.doc

2. 科学技術開発、科学研究、および教学設備リスト.docx ^{注1}

財政部 商務部 税関総署 国家税務総局

2011年10月10日

^{注1} 添付資料2『科学技術開発、科学研究、および教学設備リスト』の日本語仮訳は割愛しています。中国語原文をご参照ください。

添付資料1

外資研究開発センター購入設備の免税・税金還付資格審査弁法

外資研究開発センター（独立法人および非独立法人の研究開発センターを含む、以下、研究開発センターという）の購入設備の関連税收政策を着実に実行するため、以下の資格審査認定弁法を制定する。

一、 資格条件の審査

- （一） 各省、自治区、直轄市、計画単列市、および新疆生産建設兵団の商務主管部門が同級の財政、国税部門、および研究開発センター所在地の直属の税関（以下、審査部門という）と共同で、本所在地の状況に基づき、審査過程および具体的な弁法を制定する。研究開発センターは、本通達の関連要求に基づき、その所在地の商務主管部門に申請資料を提出しなければならない。
- （二） 商務主管部門は先頭に立って、審査部門連合会議を開催し、研究開発センターが申告した申請資料について審査を実施し、本通達の本文第1条に列挙されている条件および本審査認定弁法の要求に照らして、免税・税金還付資格の条件に合致する研究開発センターのリストを確定する。
- （三） 審査を経て、免税・税金還付資格の条件に合致する研究開発センターについては、審査部門から公告形式で共同で公布し、かつリストを商務部（外資司）、財政部（税政司、関税司）、税関総署（関税徴収管理司）、国家税務総局（貨物および労働税司）に写しを送付し報告する。関連規定に合致しない場合、商務主管部門から連合会議の決定に基づき、書面による審査意見を発行し、かつ理由を説明する。上述の公告もしくは審査意見は、審査部門が申請を受理した日から45営業日以内に作成しなければならない。
- （四） 審査部門は2年ごとに、すでに免税・税金還付資格を獲得している研究開発センターについて資格再審査を実施する。条件に合致しない研究開発センターについては、その享受している免税・税金還付優遇政策の資格を取り消す。

二、 報告が必要な資料

研究開発センターは、購入設備の免税・税金還付資格を申請する際、以下の資料を提出しなければならない。

- （一） 研究開発センター購入設備免税・税金還付資格申請書および審査表。
- （二） 研究開発センターが独立法人の場合、外商投資企業批准証書、および営業許可証のコピーを提出しなければならない。研究開発センターが非独立法人の場合、その所属する外商投資企業の外商投資企業批准証書、営業許可証のコピー、および研究開発センターの確認文書（商務主管部門の回答もし

くは商務主管部門が発行した『国家が発展を奨励する外資プロジェクト確認書』を提出しなければならない。

- (三) 出資検証報告および前年度の会計監査報告のコピー。
- (四) 研究開発費用支出明細、設備購入支出明細とリスト、および通達が提出すべきと規定する資料。
- (五) 専従研究と試験発展人員の名簿(姓名、部署、労働契約の期限、連絡方法を含む)。
- (六) 審査部門が提出を要求するその他の資料。

三、 関連業務の管理

- (一) 公告が公布された後、公告リストに列挙されている研究開発センターは、関連規定に基づき、直接、その所在地の直属の税関に関連科学技術開発用品の輸入免税手続を申請することができ、その所在地の国税部門に国産設備購入の税金還付手続を申請することができる。
- (二) 審査部門が共同で研究開発センター資格を審査認定する過程において、研究開発センターに行き、関連資料を調べ、状況を理解し、その送付された申請資料の真実性を確認することができる。同時に、研究開発センターの政策指導およびサービスを強化することに注意し、業務効率を向上させなければならない。
- (三) 省級商務主管部門は、『外資研究開発センター購入設備免税・税金還付資格審査表』の関連情報について、速やかに外商投資審査認可管理システムの研究開発センターの項目に入力し、かつ商務部に電子報告しなければならない。
- (四) 税関および国税部門は免税・税金還付設備の監督管理について強化しなければならない。研究開発センターが規定に違反して、税收優遇政策を享受している設備を無断で譲渡、販売、その他への転用、もしくはその他の処置を行った場合、関連規定に照らして処罰し、違法行為が発覚した日から1年以内は免税・税金還付の優遇政策を享受することができない。法によって刑事責任を追及された場合、違法行為が発覚した日から3年以内は免税・税金還付の優遇政策を享受することができない。

添付資料： 外資研究開発センター購入設備免税・税金還付資格審査表^{注2}

【 解説・日本語仮訳 ： みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 山口江梨 】

^{注2} 『外資研究開発センター購入設備免税・税金還付資格審査表』の日本語仮訳は割愛しています。中国語原文をご参照ください。

财政部 商务部 海关总署 国家税务总局

财税[2011]88 号

关于继续执行研发机构采购设备税收政策的通知

各省、自治区、直辖市、计划单列市财政厅（局）、商务主管部门、国家税务局，海关总署广东分属、各直属海关，新疆生产建设兵团财务局：

为了鼓励科学研究和技术开发，促进科技进步，经国务院批准，继续对外资研发中心进口科技开发用品免征进口关税和进口环节增值税、消费税（以下统称进口税收），继续对内资研发机构和外资研发中心采购国产设备全额退还增值税。现将有关事项明确如下：

一、 外资研发中心适用《科技开发用品免征进口税收暂行规定》（财政部、海关总署、国家税务总局令第 44 号）和《关于修改〈科技开发用品免征进口税收暂行规定〉和〈科学研究和教学用品免征进口税收规定〉的决定》（财政部、海关总署、国家税务总局令第 63 号）免征进口税收。根据其设立时间，应分别满足下列条件：

（一） 对 2009 年 9 月 30 日及其之前设立的外资研发中心，应同时满足下列条件：

1. 研发费用标准：

（1） 对外资研发中心，作为独立法人的，其投资总额不低于 500 万美元；作为公司内设部门或分公司的非独立法人的，其研发总投入不低于 500 万美元；

（2） 企业研发经费年支出额不低于 1000 万元。

2. 专职研究与试验发展人员不低于 90 人。

3. 设立以来累计购置的设备原值不低于 1000 万元。

（二） 对 2009 年 10 月 1 日及其之后设立的外资研发中心，应同时满足下列条件：

1. 研发费用标准：作为独立法人的，其投资总额不低于 800 万美元；作为公司内设部门或分公司的非独立法人的，其研发总投入不低于 800 万美元。

2. 专职研究与试验发展人员不低于 150 人。

3. 设立以来累计购置的设备原值不低于 2000 万元。

外资研发中心须经商务主管部门会同有关部门按照上述条件进行资格审核认定。具体审核认定办法见附件 1。

二、 适用采购国产设备全额退还增值税政策的内资研发机构和外资研发中心包括

- (一) 《科技开发用品免征进口税收暂行规定》(财政部、海关总署、国家税务总局令第 44 号)规定的科学研究、技术开发机构。
- (二) 《科学研究和教学用品免征进口税收规定》(财政部、海关总署、国家税务总局令第 45 号)规定的科学研究机构和学校。
- (三) 符合本通知第一条规定条件的外资研发中心。

具体退税管理办法由国家税务总局会同财政部另行制定。

三、 本通知的有关定义

- (一) 本通知所述“投资总额”，是指外商投资企业批准证书所载明的金额。
- (二) 本通知所述“研发总投入”，是指外商投资企业专门为设立和建设本研发中心而投入的资产，包括即将投入并签订购置合同的资产（应提交已采购资产清单和即将采购资产的合同清单）。
- (三) 本通知所述“研发经费年支出额”，是指近两个会计年度研发经费年均支出额；不足两个完整会计年度的，可按外资研发中心设立以来任意连续 12 个月的实际研发经费支出额计算；现金与实物资产投入应不低于 60%。
- (四) 本通知所述“专职研究与试验发展人员”，是指企业科技活动人员中专职从事基础研究、应用研究和试验发展三类项目活动的人员，包括直接参加上述三类项目活动的人员以及相关专职科技管理人员和为项目提供资料文献、材料供应、设备的直接服务人员，上述人员须与外资研发中心或其所在外商投资企业签订 1 年以上劳动合同，以外资研发中心提交申请的前一日人数为准。
- (五) 本通知所述“设备”，是指为科学研究、教学和科技开发提供必要条件的实验设备、装置和器械。在计算累计购置的设备原值时，应将进口设备和采购国产设备的原值一并计入，包括已签订购置合同并于当年内交货的设备（应提交购置合同清单及交货期限），上述设备应属于本通知《科技开发、科学研究和教学设备清单》所列设备（见附件 2）。对执行国产设备范围存在异议的，由主管税务机关逐级上报国家税务总局商财政部核定。

四、 本通知规定的税收政策执行期限为 2011 年 1 月 1 日至 2015 年 12 月 31 日，具体从内资研发机构和外资研发中心取得资格的次月 1 日起执行。《财政部 海关总署 国家税务总局关于研发机构采购设备税收政策的通知》(财税[2009]115 号)和《商务部财政部海关总署国家税务总局关于外资研发中心采购设备免/退税资格审核办法的通知》(商资发[2010]93 号)同时废止。

对于在 2011 年 1 月 1 日至 11 月 1 日期间批准设立的外资研发中心，从取得资格的次月 1 日至 11 月 1 日期间进口的科技开发用品，已缴纳税款的，可按照海关有关规定向海关申请办理退税手续。

附件：1. 外资研发中心采购设备免、退税资格审核办法.doc

2. 科技开发、科学研究和教学设备清单.docx

财政部 商务部 海关总署 国家税务总局

二〇一一年十月十日

附件 1:

外资研发中心采购设备免、退税资格审核认定办法

为落实好外资研发中心（包括独立法人和非独立法人研发中心，以下简称研发中心）采购设备相关税收政策，特制定以下资格审核认定办法：

一、 资格条件的审核

- （一） 各省、自治区、直辖市、计划单列市及新疆生产建设兵团商务主管部门会同同级财政、国税部门和研发中心所在地直属海关（以下简称审核部门），根据本地情况，制定审核流程和具体办法。研发中心应按本通知有关要求向其所在地商务主管部门提交申请材料。
- （二） 商务主管部门牵头召开审核部门联席会议，对研发中心上报的申请材料进行审核，按照本通知正文第一条所列条件和本审核认定办法要求，确定符合免、退税资格条件的研发中心名单。
- （三） 经审核，对符合免、退税资格条件的研发中心，由审核部门以公告形式联合发布，并将名单抄送商务部（外资司）、财政部（税政司、关税司）、海关总署（关税征管司）、国家税务总局（货物和劳务税司）备案。对不符合有关规定的，由商务主管部门根据联席会议的决定出具书面审核意见，并说明理由。上述公告或审核意见应在审核部门受理申请之日起 45 个工作日之内做出。
- （四） 审核部门每两年对已获得免、退税资格的研发中心进行资格复审。对于不再符合条件的研发中心取消其享受免、退税优惠政策的资格。

二、 需报送的材料

研发中心申请采购设备免、退税资格，应提交以下材料：

- （一） 研发中心采购设备免、退税资格申请书和审核表；
- （二） 研发中心为独立法人的，应提交外商投资企业批准证书及营业执照复印件；研发中心为非独立法人的，应提交其所在外商投资企业的外商投资企业批准证书、营业执照的复印件以及研发中心的确认文件（商务主管部门的批复或出具的《国家鼓励发展的外资项目确认书》）；
- （三） 验资报告及上一年度审计报告复印件；
- （四） 研发费用支出明细、设备购置支出明细和清单以及通知规定应提交的材料；
- （五） 专职研究与试验发展人员名册（包括姓名、工作岗位、劳动合同期限、联系方式）。
- （六） 审核部门要求提交的其他材料。

三、 相关工作的管理

- (一) 在公告发布后，列入公告名单的研发中心，可按有关规定直接向其所在地直属海关申请办理有关科技开发用品的进口免税手续，向其所在地税务部门申请办理采购国产设备退税手续。
- (二) 审核部门在共同审核认定研发中心资格的过程中，可到研发中心查阅有关资料，了解情况，核实其报送的申请材料的真实性。同时应注意加强对研发中心的政策指导和服务，提高工作效率。
- (三) 省级商务主管部门应将《外资研发中心采购设备免、退税资格审核表》有关信息及时录入外商投资审批管理系统研发中心选项，并向商务部进行电子备案。
- (四) 海关和税务部门应加强对免、退税设备的监管。对于研发中心违反规定，将享受税收优惠政策和设备擅自转让、销售、移作他用或者进行其他处置的，按照有关规定予以处罚，自违法行为发现之日起1年内不得享受免、退税优惠政策；被依法追究刑事责任的，自违法行为发现之日起3年内不得享受免、退税优惠政策。

附：外资研发中心采购设备免、退税资格审核表

附:

外资研发中心采购设备免、退税资格审核表

编码: _____

研发中心名称				
设立批准机关				
组织机构代码		研发中心 设立日期	年 月 日	
研发中心性质	☐ 独立法人 ☐ 分公司 ☐ 内设部门			
联 系 人		电 话		传 真
经营范围				
研发领域 (可多选)	☐ 电子 ☐ 生物医药 ☐ 新能源 ☐ 新材料 ☐ 环保 ☐ 汽车 ☐ 化工 ☐ 农业 ☐ 软件开发 ☐ 专用设备 ☐ 轻工 ☐ 其他 _____			
投资总额/研发总投入 (万美元)		专职研究与试验 发展人员人数		
研发经费年支出额 (万元)		已缴税金 (元)		
累计采购设备原值 (万元)	进口设备			
	采购国产设备			
	总计			
以下由审核部门填写				
审核意见				☐ 通过 ☐ 未通过
各部门签字 (盖章)	商务	财政	海关	税务
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
公告日期	年 月 日			

注: 1、外资研发中心为分公司或内设机构的, 企业名称和组织机构代码均填写其所在外商投资企业。

2、币种以表内标注为准, 金额根据当年人民币汇率平均价计算。

3、已缴税金为自 2011 年 1 月 1 日起, 外资研发中心采购符合条件的设备所缴纳的增值税。

附件 2:

科技开发、科学研究和教学设备清单

科技开发、科学研究和教学设备，是指符合《中华人民共和国增值税暂行条例实施细则》（财政部 国家税务总局令第 50 号）第二十一条“固定资产”的相关规定，为科学研究、教学和科技开发提供必要条件的实验设备、装置和器械（不包括中试设备）。具体包括以下四类：

一、 实验环境方面

- （一） 教学实验仪器及装置；
- （二） 教学示教、演示仪器及装置；
- （三） 超净设备（如换气、灭菌、纯水、净化设备等）；
- （四） 特殊实验环境设备（如超低温、超高温、高压、低压、强腐蚀设备等）；
- （五） 特殊电源、光源设备；
- （六） 清洗循环设备；
- （七） 恒温设备（如水浴、恒温箱、灭菌仪等）；
- （八） 小型粉碎、研磨制备设备。

二、 样品制备设备和装置

- （一） 特种泵类（如分子泵、离子泵、真空泵、蠕动泵、蜗轮泵、干泵等）；
- （二） 培养设备（如培养箱、发酵罐等）；
- （三） 微量取样设备（如取样器、精密天平等）；
- （四） 分离、纯化、浓缩设备（如离心机、层析、色谱、萃取、结晶设备、旋转蒸发器等）；
- （五） 气体、液体、固体混合设备（如旋涡混合器等）；
- （六） 制气设备、气体压缩设备；
- （七） 专用制样设备（如切片机、压片机、镀膜机、减薄仪、抛光机等），实验用注射、挤出、造粒、膜压设备；实验室样品前处理设备。

三、 实验室专用设备

- （一） 特殊照相和摄影设备（如水下、高空、高温、低温等）；
- （二） 科研飞机、船舶用关键设备；
- （三） 特种数据记录设备（如大幅面扫描仪、大幅面绘图仪、磁带机、光盘机等）；

- (四) 材料科学专用设备（如干胶仪、特种坩埚、陶瓷、图形转换设备、制版用干板、特种等离子体源、离子源、外延炉、扩散炉、溅射仪、离子刻蚀机，材料实验机等），可靠性试验设备，微电子加工设备，通信模拟仿真设备，通信环境试验设备；
- (五) 小型熔炼设备（如真空、粉末、电渣等），特殊焊接设备；
- (六) 小型染整、纺丝试验专用设备；
- (七) 电生理设备。

四、 计算机工作站，中型、大型计算机。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性やいは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。